

# 中川事務所新聞

第75号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

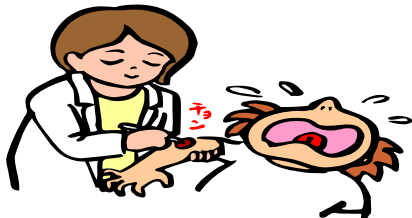
### 【インフルエンザ対策】

すでに大流行となっていますが、会社としての対策も考えておく必要があるでしょう。

#### 1. 集団感染を食い止める

前提として感染から治癒までの期間を知っておきましょう。  
感染⇒潜伏期(2~7日)⇒発症⇒症状継続(数日間)⇒治癒。  
ウイルス排出は、  
発症数日前~7日後、または、  
発症数日前~解熱後2日間。

2. 社員が感染した場合の対応  
社員が感染した疑いがある場合は、速やかに会社に連絡して



もらい、出勤停止して医療機関を受診してもらいましょう。

受診の結果インフルエンザが確認された場合は、

- ・完治するまで自宅静養
  - ・入社後1週間はマスク着用
- これらの対応が必要です。

#### 3. 社員の家族が感染した場合の対応

社員が感染した場合と同様の対応が必要ですが、加えて家族間の感染を防ぐ対策も必要です。

- ・居場所を分け、感染者の部屋は換気をする。
- ・家族全員がマスクをする。

#### 4. ワクチンの接種

これについては意見が分かれていたり、国の対応が混乱したりで何が最善かがはっきりし

ません。自己責任での対応が必要ということでしょうか。

### 【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・3月決算法人中間申告&納税
- ・年末調整の準備
- ・「労働時間適正化キャンペーン」(労働局)
- ・新地域別最低賃金引き上げへの対応
- ・忘年会の準備



## 知ってお得！？法律雑学

Q.自転車にも飲酒運転の罰則があるのですか？

A. あります。

道路交通法117条の2には、車両等を酔っ払って運転すると、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金と定められています。ここでいう車両等には自転車も含まれます。

現実には自転車の飲酒運転

取り締まりは、行われているのかどうか定かではありません。少々のことは大目に見られているのではないのでしょうか。

ただし、酔っ払って蛇行運転を繰り返したり、通行人に怪我をさせたりすると話は別です。この場合には逮捕されることも十分ありえるでしょう。

なお、違反点数制度に関しては、あくまでも運転免許証に対する行政処分なので、まったく別次元の問題です。



# 経営談義

## 【不況期の資金繰り】

運転資金とは（売掛金＋在庫）－買掛金です。不況で売上が半減した場合、単純には次のようになります。

売掛200⇒100

在庫100⇒50

買掛100⇒50

よって、

運転資金200⇒100

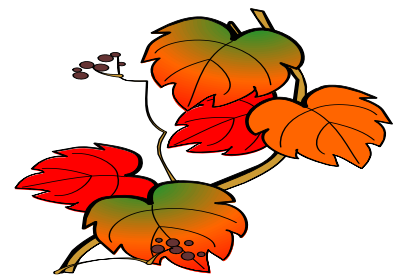
この場合、今まで寝ていた100が現金となって帰ってくるため、資金繰りが楽になります。通常ならばこの100を運転資金として借りていた銀行

に返済してバランスをとりま（理想的な資金構造）。ところが、実際にはそのようにはなりません。

多くの会社では、日常の資金回転の一部を使って返済と借入を繰り返しています。従って、売上が半減して動かす資金が激減すると、返済に回す資金も激減してバランスが極端に悪化します。事業規模が縮小しても返済ペースが変わらないのが根本的な原因です。

また、売上が激減しても諸経費が同じように激減するわけでもないので、この諸経費負担も返済と同じように大きなものとなります。

資金繰りに関する書籍等を見ていると、最初に書いたような理想的な資金構造を前提としているものが多く、それが原因で正しいことを書いているのに自社の参考にならないと感じることになります。資金繰りは誰しも認める経営の生命線です。しかもそれは各企業ごとに前提も対策も違うものです。失敗は許されない以上、自社の資金繰りに関しては、勘や経験のみではなく、データに基づく計算も加味するほうがベターです。



娘たちが順番に学級閉鎖になり、三週間常に誰かが家にいる状態でした。大人も家にいなければならぬので、勉強上も仕事上もこの停滞は大変な痛手です。

先日ハローワークの求人を探したところ、県内の時給千円以上の案件が二千件以上ありました。これは人手不足です。週末のショッピングセンターは相変わらず人で溢れています。姫路市内の道路は常に車でいっぱいです。マスコミ報道や左派系の人たちの発言とのギャップを感じます。

あひまろ

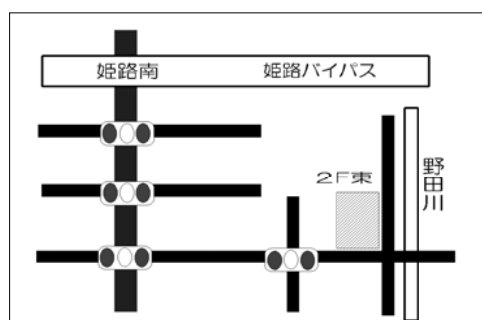
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp